



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

公用携帯電話576回線の通信サービス提供業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

令和6年7月1日から令和9年6月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 入札方法

一月当たりの通信料について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定により総務大臣の登録を受けた電気通信事業を営む者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問合せ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026 (235) 7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問合せ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県企画振興部DX推進課デジタルインフラ整備室

電話 026 (235) 7071

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年5月9日(木) 午後1時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階 入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和6年5月8日(水) 午後5時(必着)

イ 提出場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県企画振興部DX推進課デジタルインフラ整備室

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、令和6年4月26日(金)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

財務規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature of services to be procured:

Provision of communication services 576mobile phone lines for governmental business

(2) Contract duration:

From July 1, 2024 to June 30, 2027

(3) Contact information:

Nagano Prefectural Government, Planning and Development Department

Digital Transformation Promotion Division

Digital Infrastructure Development Office

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City, Nagano 380-8570 Japan

Tel: +81-26-235-7071 (Japanese only)

(4) Bid opening:

Date and time: Thursday, May 9, 2024, 1:00 p.m. (JST)

Location: Nagano Prefectural Office, West Annex, 1st Floor, Bidding Room

(5) Mail-in submission:

Deadline: Must arrive by Wednesday, May 8, 2024, 5:00 p.m. (JST)

Mailing address: Nagano Prefectural Government

Planning and Development Department

Digital Transformation Promotion Division

Digital Infrastructure Development Office

380-8570 (Exclusive postal code for the Nagano Prefectural Office)

Japan

D X 推進課デジタルインフラ整備室

公告

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により定めた第8次長野県保健医療計画の概要は、次のとおりです。

なお、第8次長野県保健医療計画は、長野県健康福祉部医療政策課及び各保健福祉事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部守一

第8次長野県保健医療計画の概要

第1編 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

少子高齢化の更なる進展に伴う社会保障費用の増大及び担い手不足並びに共働き世帯及び単身高齢世帯の増加による家族形態の変化並びに国・地方自治体のひっ迫した財政状況など、近年の保健医療を取り巻く状況は変化を続けており、それに伴って多様化する県民ニーズに対して、地方行政の的確な対応が期待されています。

本計画は、長野県が取り組む各種保健医療施策の方向性とその具体的な目標を明らかにするとともに、「健康長寿」という共通の目標に向かって、本県の保健医療施策を総合的に推進できるように策定したものです。

第2節 計画の性格

- 1 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により定める医療計画です。
- 2 「長野県総合5か年計画」の保健医療分野を具体化するための計画です。
- 3 県民、市町村、医療機関、医療従事者、保健関係者等が一体となって取り組むべき内容を示した活動・行動指針となるものです。

第3節 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間です。

第4節 推進体制とそれぞれの役割

県、市町村、医療機関、医療従事者、保健関係者等が、それぞれの役割のもと、協働して計画を推進します。

第5節 評価及び見直し等

計画の進捗状況については、2025年度以降、毎年度数値目標の達成状況の確認・評価を行い、施策の推進に反映させていきます。

なお、5疾病・6事業及び在宅医療の分野には新たに「ロジックモデル」を導入し、PDCAサイクルの強化を図ります。

第2編 長野県の現状

第1章 県民の状況

第1節 人口構造

第2節 人口動態と平均寿命

第3節 傷病の動向

第4節 要介護・要支援認定者の状況

第2章 医療の現状

第1節 医療に対する県民の意識

第2節 保健医療施設の状況

第3節 保健医療従事者の状況

第3章 医療費等の現状

第1節 経済状況・社会保障

第2節 県民医療費の動向

第3節 疾病別医療費の状況

第3編 目指すべき姿

第1節 目指すべき姿

1 誰一人取り残さない健康づくりの推進

生活習慣病の発症予防及び重症化予防、健診受診率の向上等の取組により、個人の行動と健康状態の改善を促すと同時に、時間のない人、健康に関心の薄い人なども自然に健康になれる環境整備及びその質の向上に取り組めます。

2 医療提供体制の充実・強化

医療提供体制の「グランドデザイン」に基づき、医療機能の適切な分化と連携を進め、地域全体で医療を支える体制の構築を目指します。

また、各医療圏における医療提供体制を充実・強化するとともに、必要に応じ、隣接する医療圏との連携を図り、県民誰もが身近なところで安全かつ効率的で質の高い医療を受けることができる体制を目指します。

3 保健・医療・介護（福祉）の連携と自治の力を活かした地域包括ケア体制の構築

社会全体の変化に対応し、保健・医療・介護（福祉）が相互に連携し、自治の力を活かして地域住民がお互い支え合うことができる、切れ目のない地域包括ケア体制を目指します。

第2節 基本的な方向性

第4編 健康づくり

第1章 健康づくり

- 第1節 県民参加の健康づくり（信州ACEプロジェクトの推進）
- 第2節 栄養・食生活
- 第3節 身体活動・運動、休養
- 第4節 たばこ
- 第5節 歯科口腔保健
- 第6節 こころの健康
- 第7節 生活習慣病予防
- 第8節 フレイル対策

第2章 母子保健

- 第1節 母子保健

第5編 医療提供体制の「グランドデザイン」

第1節 策定の趣旨

全国的にも医療資源が少ない本県において、今後予測される医療ニーズの変化への対応、医療サービスの担い手の減少等の課題に対応するためには、県民も含めた医療に関わる各主体が同じ理念を共有し、これまで以上に協働した取組を中長期的な視点で進めていくことが必要であるため、県内関係者で共有する理念として、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となり、生産年齢人口の減少が加速していく2040年を含む中長期を見据えた医療提供体制の「グランドデザイン」を策定します。

第2節 目指すべき医療提供体制の姿とその実現に向けた取組の大枠の方向性

1 目指すべき医療提供体制の姿

有事・平時を問わず、誰もが高度・専門医療から在宅医療まで、自身の病状に合った質の高い医療を切れ目なく受けることができ、安心して暮らすことができる。

2 目指すべき姿の実現に向けた取組の大枠の方向性

- (1) 更なる役割分担と連携の推進
- (2) 関係者が果たすべき役割の明確化

第3節 更なる役割分担と連携の推進

1 入院医療体制

これまでの地域医療構想の取組の中で着目してきた「病床機能」だけではなく、「病院機能」にも焦点を置いた役割分担を図ることが必要であるため、病院を「地域型病院」と「広域型病院」に類型化し、役割分担と連携を推進します。

2 在宅医療体制

開業医の高齢化・廃業に伴う在宅医療機能の低下及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大により顕在化した介護施設等における医療提供体制の課題に対応するため、診療所、介護施設等を支援する「地域型病院」を中心とした連携体制を強化します。

3 外来医療体制

住民の身近にある医療機関がかかりつけ医機能を発揮し、専門的な治療が必要になった場合は紹介状により専門医療機関につなげる流れを強化していくことが必要であることから、地域の医療資源の状況を踏まえつつ、「かかりつけ医機能を担う医療機関」及び「紹介患者を中心に診る医療機関」による役割分担を推進します。

第4節 関係者が果たすべき役割の明確化

1 県の役割

- (1) リーダーシップの発揮
- (2) データ分析
- (3) 人材確保
- (4) 医療のデジタル化の推進
- (5) 財政支援
- (6) 普及啓発
- (7) 県立病院による政策医療の提供
- (8) 国への提言
- (9) 医療分野以外の施策との連携

2 市町村の役割

- (1) 保健・医療・介護の連携
- (2) 公立医療機関の設置・運営による地域医療の提供
- (3) 財政支援
- (4) 医療アクセスの確保
- (5) 普及啓発

3 医療関係者の役割

- (1) 医療需要の変化を踏まえた役割分担と連携の推進
- (2) 人材の育成
- (3) 医療従事者の働き方改革の推進
- (4) ICTの積極的な活用
- (5) 行政との連携

4 県民の役割

- (1) かかりつけ医を持つこと
- (2) コンビニ受診又は安易な救急車の利用はしないこと
- (3) 医療機関の役割分担を踏まえた転院への理解
- (4) 人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)の実施

第6編 医療圏の設定と基準病床数

第1章 医療圏の設定

第1節 設定の趣旨

医療機能の連携と施策の効果的な推進を図る上での地域単位として、一次、二次及び三次の医療圏を設定し、包括的な医療を提供するための体制整備を目指します。

第2節 医療圏の区分及び設定

- 1 表1の医療機能に応じて一次、二次及び三次の医療圏を設定します。

表1 医療圏の区分

区 分	機 能	単位地域
一次医療圏	日常的一般的な疾病に係る医療が行われる区域	市町村
二次医療圏	高度・特殊な医療を除いた入院医療及び包括的な医療が行われる区域	10の広域行政圏
三次医療圏	専門性の高い、高度・特殊な医療が行われる区域	県全域

- 2 二次医療圏及び三次医療圏の区域の設定は、表2のとおりです。

表2 二次医療圏及び三次医療圏

三次医療圏		二 次 医 療 圏		
県	4圏域	圏 域	区 域	市町村数
	東信	佐 久	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡	11
上 小				
南信		諏 訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡	6
	飯 伊	上伊那	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	8
		飯田市、下伊那郡	14	
中 信	木 曾	木曾郡	6	
	松 本	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡	8	
		大 北	大町市、北安曇郡	5
北 信	長 野	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡	9	
	北 信	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡	6	
県 計			77	

- 3 疾病又は事業ごとに、圏域の設定や隣接医療圏との連携体制を定め、必要な医療を確保します。

第2章 基準病床数

第1節 基準病床数

基準病床数は、医療圏内の病床の適正配置を促進し、各地域における医療提供体制の確保と医療水準の向上を図るために設定するもので、既存病床数が基準病床数を上回る場合には、原則として病床の新設又は増加が制限されます。

本計画における基準病床数は、表3、表4及び表5のとおりです。

表3 二次医療圏における療養病床及び一般病床

医療圏	基準病床数
佐久	1,824
上小	1,895
諏訪	1,815
上伊那	1,552
飯伊	1,521
木曾	186
松本	3,722
大北	463
長野	4,825
北信	599
計	18,402

表4 県全域における結核病床及び感染症病床

病床種別	基準病床数
結核病床	34
感染症病床	46

表5 県全域における精神病床(2026年度末)

病床種別	基準病床数
精神病床	3,766

第2節 有床診療所の特例

第7編 地域医療構想

第1節 地域医療構想の基本的事項

第2節 病床数及び在宅医療等の必要量の推計

第3節 構想区域ごとの概況

第4節 地域医療構想における施策の方向性

第5節 地域医療構想の推進・見直し

第8編 医療施策

第1章 医療機能の分化と連携

第1節 機能分化と連携

第2節 医薬分業・医薬品等の適正使用

第2章 保健医療従事者の養成・確保

第1節 医師

第2節 歯科医師

第3節 薬剤師

第4節 看護職員(保健師、助産師、看護師及び准看護師)

第5節 歯科衛生士・歯科技工士

第6節 管理栄養士・栄養士

第7節 その他の医療従事者

第8節 医療従事者の勤務環境改善

第3章 医療施策の充実

第1節 救急医療

第2節 災害時における医療

- 第3節 周産期医療
- 第4節 小児医療
- 第5節 へき地医療
- 第6節 在宅医療
- 第7節 外来医療
- 第8節 歯科口腔医療
- 第9節 薬物乱用対策
- 第10節 その他の医療施策

第4章 医療安全の推進

- 第1節 医療安全対策

第5章 医療費の適正化

- 第1節 県民の健康の保持推進
- 第2節 医療の効率的な提供の推進
- 第3節 適正な受診の促進等
- 第4節 計画期間における医療費の見直し

第9編 疾病対策等

- 第1節 がん対策
- 第2節 脳卒中対策
- 第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策
- 第4節 糖尿病対策
- 第5節 精神疾患対策
- 第6節 依存症対策
- 第7節 感染症対策
- 第8節 肝疾患対策
- 第9節 難病対策
- 第10節 CKD（慢性腎臓病）対策
- 第11節 COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策
- 第12節 アレルギー疾患対策

医療政策課

公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
松本市梓川倭2005番1	田	2,148
松本市梓川倭2005番2	田	2,116

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
利用権	令和6年4月27日	5年9ヶ月	283,974

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人長野県農業開発公社 理事長 小林 安男
長野市大字南長野北石堂町1177番地3 JA長野県ビル11階

4 農地の所有者等の情報

東京都小平市喜平町三丁目3番3-504号 松澤 貞子

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに長野地方法務局松本支局に補償金を供託してください。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は長野地方法務局松本支局において、補償金の還付を受けることができます。

農業政策課

公告

県営山の神・峯地区緊急防災工事の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。
この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第19項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営山の神・峯地区緊急防災工事変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年3月29日から令和6年4月25日まで

3 縦覧の場所

千曲市役所（農林課）

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

佐久都市計画道路 3・5・20号跡部白田線

佐久都市計画道路 3・5・23号大沢太田部線

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び佐久市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

佐久都市計画道路 8・4・3号中込第2号線

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び佐久市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部守一

- 都市計画の種類及び名称
佐久都市計画土地区画整理事業 佐久平駅南土地区画整理事業
- 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び佐久市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部守一

- 都市計画の種類及び名称
上田都市計画地区計画 諏訪形浄水場地区地区計画
- 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び上田市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部守一

- 都市計画の種類及び名称
上田都市計画地区計画 染屋浄水場地区地区計画
- 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び上田市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和6年3月28日

長野県知事 阿部守一

- 都市計画の種類及び名称
上田都市計画用途地域
- 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び上田市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和6年3月28日

長野県松本建設事務所長 太田 茂 登

- (1) 許可番号
令和6年2月21日 長野県指令5都第30-12号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字片丘屋敷添10469-1、10470-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字広丘吉田4-2 フォーブルほりがね201
川上 正 弘、川上 康 奈
- (1) 許可番号
令和6年3月8日 長野県松本建設事務所指令5松建第64-5号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市三郷明盛254-1、254-2の内、254-3の内、255-1の内、255-4の内、779-1、780-1、794-1、794-3の内、794-4の内
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安曇野市豊科6000
安曇野市長 太田 寛

都市・まちづくり課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年3月28日

長野県警察本部長 小山 巖

- 入札に付する事項
 - 調達をする役務
交通管制センター上位系中央装置一式の賃貸借業務及び定数設定業務
 - 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - 履行期間
ア 交通管制センター上位系中央装置一式の賃貸借業務 令和7年3月1日から令和12年2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
イ 定数設定業務 契約締結の日から令和7年3月21日まで
 - 履行場所
入札説明書及び仕様書によります。
 - 入札方法
借入期間の賃借料総額及び定数設定業務費について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)の「その他の契約」の等級がAに区分されている者であること。
 - (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請
- この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札時まで2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。
- (1) 申請書の入手先
次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/456teikisinnsa.html>
 - (2) 申請を行う時期
随時受け付けます。
 - (3) 問合せ先
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県会計局契約・検査課用品調達係
電話 026(235)7079
- 4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問合せ先
- 長野市三輪1丁目6番15号 長野中央警察署内
長野県警察本部交通部交通規制課交通管制センター
電話 026(244)0110 内線6431
- 5 入札説明会の日時及び場所
- (1) 日時 令和6年4月5日(金) 午後1時30分
 - (2) 場所 長野中央警察署内 交通管制センター
- 6 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 令和6年5月22日(水) 午後1時30分
イ 場所 長野中央警察署 4階大会議室
 - (3) 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 受領期限 令和6年5月21日(火) 午後5時
イ 提出場所 郵便番号 380-0803
長野市三輪1丁目6番15号 長野中央警察署内
長野県警察本部交通部交通規制課交通管制センター
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を、令和6年4月30日(火)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な書類等に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
財務規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内であって、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

7 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県警察本部長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

A set of Central Computer of Traffic Control Center and setting business

(2) Lease duration:

From March 1, 2025 until February 28, 2030

(3) Setting duration:

From a contract day until March 21, 2025

(4) Delivery places:

As mentioned in the tender description and specification

(5) Contact place for information about the tender;

Description/conditions/and other inquiries:

Traffic Control Center, Traffic Regulation Division, Traffic Department, Nagano Prefectural Police Headquarters

1-6-15, Miwa, Nagano City, Nagano

Tel: +81-26-244-0110 Ext. 6431 (Japanese only)

(6) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 1:30p.m., May 22, 2024

Place: Conference Room(4F) of Nagano Chuo Police Station

(7) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00p.m., May 21, 2024

Place: Traffic Control Center, Traffic Regulation Division, Traffic Department, Nagano Prefectural Police Headquarters

380-0803 1-6-15, Miwa, Nagano City, Nagano

交通規制課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事から、令和5年3月9日付けで包括外部監査人弓場法氏から提出のあった令和4年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

令和6年3月28日

長野県監査委員 増田 隆 志
 同 青木 孝 子
 同 柄澤 千恵子
 同 依田 明 善

1 監査の対象となった事件名

「次代へつなぐ信州農業」に係る財務事務の執行 ～信州農業の付加価値の向上を目指して～

2 措置の内容等

項目	区分	記載ページ	監査の結果等（要旨）	措置等の内容
【補助金に係る消費税等の返還】 職員向け手続書の整備の必要性について	意見	68	補助金によって賄われた経費等に係る消費税等について、返還義務の有無や返還金額の計算は複雑であるため、その適正な執行にあたっては、県農政部の職員が、返還の有無の判定や返還された補助金の額が正しいかの検討を行うにあたっての手続書の整備を検討していく必要がある。 県農政部では、部内のマニュアルである「補助事業を正しく進めるために」（令和3年4月 県農政部）の中で、補助事業等における消費税相当額の取扱いについて定めている。しかしながら、この記載のみでは、県農政部職員が補助事業等における消費税相当額について、適切に対応することは困難であると思われる。 複雑な消費税相当額の返還事務を行うには、より詳細な手続書を作成して、県農政部職員に周知することについて検討が必要である。	補助金等交付事務における消費税相当額の取扱いについては、農政部職員が各自適切に対応できるよう、マニュアルを整備してまいります。
【補助金に係る消費税等の返還】 補助事業者向け説明資料の作成について	意見	69	県農政部職員にとっても複雑な補助金に係る消費税相当額の返還事務については、補助事業者にとっても同様に判断が難しい面がある。 そのため、補助事業者にとってわかりやすい説明資料やホームページを整備していくことを検討していく必要がある。	補助金等に係る消費税相当額の返還については、補助事業者が適切に報告できるようフローチャートを用いるなど、わかりやすいマニュアルを整備してまいります。
【補助金に係る消費税等の返還】 インボイス制度導入後の免税事業者等からの仕入に係る経過措置の取扱いについて	意見	70	令和5年10月1日より、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始される。 インボイス制度では、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができない。 しかしながら、インボイス制度開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置がある。 そうなると、補助事業者が補助金で免税事業者等から仕入を行った場合には、経過措置により控除した仕入控除税額についても返還すべき消費税相当額が生じると考えられる。 一方、この経過措置は、免税事業者等が取引から排除されることなどを防止するために設けられた側面があることから、補助事業者	インボイス制度の経過措置に基づき、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入であっても仕入税額相当額の一定割合を控除できるよう、マニュアルを整備してまいります。

			<p>が補助金に係る消費税相当額の返還が必要だとすると、当該効果が減殺される恐れがある。</p> <p>したがって、今後、県農政部として、国等の動向も踏まえて、対応を検討しておく必要がある。</p>	
<p>【かんがい排水事業】 県営農業農村整備事業新規地区検討委員会における議事録等の作成について</p>	意見	104	<p>県は、本事業並びに後述する「県営畑地帯総合土地改良事業」及び「経営体育成基盤整備事業」において、新規に事業実施を要望する地区（以下「新規要望地区」という。）に係る調査計画業務の取扱いについて、県営農業農村整備事業新規地区調査計画業務取扱要領を定め、同要領に基づき事業を実施することとしている。</p> <p>同要領の第4第1項においては、県の農政部長が新規要望地区から提出のあった審査依頼書等を検討するものとされ、具体的な検討機関として、県営農業農村整備事業新規地区検討委員会設置要領に基づく県営農業農村整備事業新規地区検討委員会（以下「検討委員会」という。）が設置されている。</p> <p>検討委員会における検討過程については、非公式な文書として、検討結果が記された書面が残されている場合があるが、これら書面を議事録等として作成するルールは設けておらず、出席者の発言や具体的な検討過程等が必ずしも残されているとは言えない状態である。</p> <p>新規要望地区について、検討委員会において適正に検討した根拠として、検討委員会における検討過程、検討結果等を議事録等として書面に残しておくことが望ましい。</p>	<p>検討委員会の開催にあたり、出席者の発言や検討過程、検討結果等について記録を取りまとめ、書面に残すこととしました。</p>
<p>【県営畑地帯総合土地改良事業】 公共事業評価における実効性確保について</p>	意見	108	<p>(1) 事前評価の適時性について</p> <p>今回、監査対象のサンプルとして令和3年度に実施した事業につき、新規事業優先順位評価シートを確認したところ、効率性の視点において評価指標とされる費用対効果分析に関しての評価が、県公共事業評価の前段階における県農政部内での検討・審査（県営農業農村整備事業新規地区検討委員会）の段階では未算定となっていた。</p> <p>実質的には、費用対効果が1.0以上であることは概算により見込まれていると考えられるが、当該評価プロセスの実効的な運用を確保するために、県農政部内での検討段階においても定量的な根拠をもって確認される運用が望ましい。</p> <p>(2) 事後評価の運用について</p> <p>事業の内容及びその事業に対する事後評価結果を、県民に対するアカウントビリティのために、積極的に情報発信・見える化を行うことが望ましい。</p>	<p>(1) 農政部内での検討・審査（県営農業農村整備事業新規地区検討委員会）の段階においても、可能な限り正確な費用対効果を把握した上で評価を行うよう努めてまいります。</p> <p>(2) 地域振興局のホームページを活用し、事業内容や事業実施後の効果について掲載し情報発信するよう努めてまいります。</p>

監査委員事務局